

地域鉄道就職奨励金支給要綱

(目的)

第1条 県内地域鉄道事業者新たに正社員として就職する者に奨励金を支給することにより、鉄道業界の新たな担い手となる人材の就業意欲を促進することを目的とする。

(実施期間)

第2条 奨励金の実施期間は、県が別に定める日までとする。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 県内地域鉄道事業者

県内地域鉄道事業者とは、「福井鉄道株式会社」の鉄道部門、「えちぜん鉄道株式会社」、「株式会社ハピラインふくい」をいう。

(2) 正社員

正社員(限定正社員を含む)として雇用された者および業務に必要な免許取得前であることなどを理由に採用時は契約社員として雇用された者をいう。

(3) 第二新卒者

新卒で入社した企業を3年以内で離職した者をいう。

(支給対象者)

第4条 奨励金は、次のいずれにも該当する個人に支給するものとする。

(1) 県内地域鉄道事業者の運輸職または鉄道技術職に、令和6年4月1日以降、正社員として就職した者

(2) 奨励金支給申請書提出時点においても継続して同一の鉄道事業者雇用され、当該事業者3か月以上勤務している者

(3) 継続して勤務する意志を有する者

(4) 主として、総務、経理等の事務的作業に従事する者として雇用されていない者

(5) 県税の滞納がないこと

(6) 福井県が実施する「人手不足業就職チャレンジ応援事業奨励金」の支給を受けていない者

2 県税の滞納が確認された場合、県が、県税に滞納がないことを証明する納税証明書の提出を申請者に通知した日の翌日から1か月以内に申請者が納税証明書を提出した場合に限り、県は奨励金を支給するものとする。

3 前項の通知にもかかわらず、申請者から期限内に県税に滞納がないことを証明する納税

証明書の提出がないときは、県は、申請者に対し、申請中の奨励金の不支給の決定を行い、通知するものとする。

(支給額等)

第5条 奨励金の支給額は、1人当たり30万円とする。

- 2 県内出身者の新卒者または第二新卒者の場合は、1人当たり10万円を上乗せして支給する。
- 3 奨励金の支給は1人につき1回限りとする。

(支給申請等の手続き)

第6条 申請者は、別紙「地域鉄道就職奨励金支給申請書」(以下「支給申請書」という。)(様式1)を雇用された鉄道事業者(以下「雇用事業者」)経由で県に提出するものとする。

2 申請者は次の各号に掲げる書類を支給申請書とともに雇用事業者経由で県に提出するものとする。

- (1) 県内出身者であることを証する書類(前条第2項に該当する場合)
- (2) 振込先口座の預金通帳の写し(金融機関名、本支店名、店番号、口座の種類、口座番号、口座名義(カナ)の記載されているページ。)

3 雇用事業者は、前項の申請書等を確認の上、次の各号に掲げる書類を添付し、県に提出するものとする。

- (1) 就業証明書(様式2)
- (2) 申請者から提出のあった履歴書の写し

4 県は、支給申請書および添付書類を審査し、支給の可否を決定するとともに支給額を算定し、別紙「地域鉄道就職奨励金支給決定通知書」(様式3)により雇用事業者経由で申請者に通知する。

(奨励金の不正受給)

第7条 偽りその他不正の行為により本来受けることのできない奨励金の支給を県から受け、または受けようとした申請者に対しては、当該不正に係る奨励金について不支給とするかまたは支給を取り消し、当該奨励金を不支給とした日、または当該助奨励金の支給を取り消した日以後3年間、奨励金を支給しない。

(不正受給の定義)

第8条 奨励金の不正受給とは、詐欺、脅迫、贈賄等刑法(明治40年法律第45号)各本条に触れる行為のほか、刑法上犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に支給申請書に虚偽の記載を行い、または偽りの証明を行うことにより、本来受けることのできな

い奨励金を受け、または受けようとするをいう。

2 支給申請書および添付書類の記載誤りが故意によらない軽微なものと認められる場合にはこれに該当しない。

(申請者への通知)

第9条 不正受給であることが判明した場合には、県は申請者に対し第10条の規定に基づき奨励金の返還の手続を行った上で、奨励金を不支給とした日または奨励金の支給を取り消した日以後3年間、申請者に対して奨励金等を支給しないこととする旨を「地域鉄道就職奨励金支給決定取消通知書(様式4)」により通知する。また、県は不支給措置に係る効果により、当該期間に再び奨励金等を受けようと支給申請を行うことは不正行為に当たることを併せて通知する。

(返還)

第10条 県は、奨励金の支給を受けた申請者が不正受給であることが判明した場合には、前条に基づく取消通知を行ったうえで、当該奨励金全額の返還に加え、延滞金および加算金の支払いを請求するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

(施行期日)

1 この要綱は令和6年4月1日から施行する。